

でこじつけにしかならない。

冒頭から妙な話を持ち出し…恐縮であるが、現在、あちこちでみられるこのような行為のなかに、すでにそのものとして意識されないにもかかわらず、土地所有の本源性につながるものがあるようには思われる。換言すれば、かつて人が土地を利用するとき、必ずそのことを何らかの方法で他人に表示しなければならない時代があったのであり、また、そうすることによって、その土地の利用が社会的に承認されたのではなかろうかということである。そして、住宅団地のくだんの立札は、つい最近、新しい持主がきまつたところにだけみられるのであり、昔からの持主が自分の土地にそうしたことを行ったりはしないというあたりにも、やはり考えてみるべき意味がありそうである。法律的には土地移転の登記をすればすむことであるが、それだけではやはり安心できないという面が無意識のうちにあり、そこにこのような行為がなされる所以があるのでなかろうか。

II

ところで、土地利用の表示は種子を蒔く、あるいは苗を植えつけるという行為によっても行われた。

私はかつて宮城県の農民運動史を手がけたことがあり、いままだ山形県のそれの研究を継続中であるが、一九二〇年代半ばから一九三〇年代前半にかけての小作争議において、地主による土地取上げ頻発したとき、地主の土地立入禁止の仮処分申請が出されていても、小作人が田植を終えてしまうと、その田植が適期に行われたことが示すために立てたものといつてしまっては身も蓋もない。また、買い手のマイ・ホーム用地入手の欣びを表明したものといったところ

I 山形大学 岩本由輝

二、本源的土地位有と ムラの土地利用秩序

農民組合など農民組合は、地主の土地取上に対抗するために、組合員を動員して係争地において共同耕作・共同田植えを実施し、当該小作人の耕作権の確保に努める戦術を採用した。ただし、そのさい、耕作権の確保とはいっても、耕耘や肥料撒布だけでは駄目で、必ず田植まで行わなければ有効ではなかったのである。

それは民法第二四二条の、

不動産ノ所有者ハ其不動産ノ從トシテ之ニ符合シタル物ノ所有権ヲ取得ス。但権原ニ因リテ其物ヲ付属セシメタル他人ノ権利ヲ妨ケス。
〔因〕

という、いわゆる「不動産の附合」にかかることがあるが、末川博や末弘巣太郎は一九三二年当時の判例評訳において、「我が国の慣行では、播かれた種子および稻苗は、独立の物として取引されているのであるから、権原の有無に問はず、つねに附合しない」として、小作人の耕作権の確保をみとめた判例を支持した。ちなみに、ここでの権原とは、地上権・永小作権・賃借権などのように、他人の不動産に自己の物を附屬させて、その不動産を利用する権利を意味するものである。

なお、末川や末弘の判例評訳にある「我が国の慣行」についてであるが、末川や末弘はその具体的なことをまったく明らかにしていない。あるいは、「我が国の慣行」という以上に説明できなかつたのかも知れない。

ただし、こうした土地取上の生じた係争地は、地主小作関係が永続しているところにおいてではなく、それまでの地主が土地を転売し、それを買い取った新たに地主になった者が小作人から土地を取上げようとしている場合が多いのである。いわば土地所有が不安定

な状況に置かれているのであり、とにかく田植を終えてしまつことにとって耕作権を確保しようとする行為を通じて土地所有の本源性を解く鍵が得られるようと思えるのである。

III

第一時世界大戦後の農地改革時においても、不在地主や不耕作地主がにわかに自作農になろうとして、小作人から土地取上をしようとしてときや、開墾申請によって開墾された土地の名義がまま国今まで開墾者のものになっておらない状態でやがて転売されるような事態が生じたときにも、対立する双方が係争地をとりあえず自分の中のものとしようとするための手段として、とにかく田植えを終えてしまおう、種子を蒔いてしまおうということで競争した。ここにも土地所有の不安定な状況があつたから、こうしたことが起きたのである。

土地所有の不安定性というのは、もう少し普遍的にいえば、土地について特定の所有者が存在しないこと、あるいは社会的にそのように認められていないことである。もし共同体的の土地所有が貫徹され、毎年、土地が割替えで利用されている時代があつたとすれば、作付けに先立ち、自分の利用したい土地に立札を建て耕作の意思を標示し、また、現実に種子を蒔いたり、苗を植えて、その耕作期間の専有を確実にすることがおこなわれたのではなかろうか。そして、他人のそのような意思の標示や占有を無視して、その土地を利用しようとするのは、ムラの土地利用秩序に対する侵害であり、犯罪であったのである。

日本の神話に登場する天津罪のうち、土地の占有や利用にかかわる罪とみなされる重時（シキマキ）・串刺（クシザシ）・絡繩（ア

ゼナワ）の考察を進めることによって土地所有の本源性に対する理解を深めることができになるのではないかろうか。

IV

今回の報告では重時・串刺・絡繩などの語義の解釈の中世・近世・近代における変遷のなかに、土地所有意識の推移をみたうえで、一世紀における東寺領伊勢国大國庄における重時をめぐっての争いとムラの対応、一五〇六世紀の土一揆が頻発する過程でみられた莊園領主が年貢諸役の未進を続ける農民に土地や立毛に点札や神木を下すと、それらをはずして貰うまで当該農民は土地や立毛に手をつけることができなくなることの意味、一九二〇年代半ばから一九三〇年代前半にかけての小作争議においてみられた係争地での共同田植、一九五二年から五六年にかけて争われた山形の漆山飛行場跡地開墾地における山形刑務所敷地への転売をめぐる紛争の事例を挙げ、本源的土地所有のムラの土地利用秩序の問題を考えて行くことにしたい。

なお、蛇足ながら、重時・串刺・絡繩などの天津罪は素戔鳴尊（スサノオノミコト）が高天原において犯し、そこから追放され、出雲国に来るきっかけとなつた罪であることを記しておく。